

政治資金規正法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（寄附の質的制限）</p> <p>第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）その他法律で定めるものを除く。以下この条において「補助金等」という。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第五項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定を受けた日から同日後一年を経過する日（当該補助金等の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2  次の各号に掲げる補助金等（以下この条において「間接補助金等」という。）の交付を受けた会社その他の法人は、当該間接補助金等の交付の決定の通知を受け又は当該間接補助金等の交付に係る契約を締結した日から同日後一年を経過する日（当該間接補助金等に係る国が交付する補助金等（以下この条において「国からの補助金等」という。）の交付の決定の全部の取消し又は当該間接</p>	<p>（寄附の質的制限）</p> <p>第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>（新設）</p>

補助金等の交付の決定の全部の取消し若しくは当該間接補助金等の交付に係る契約の解除があつたときは、当該国からの補助金等の交付の決定の全部の取消しの通知を受け又は当該間接補助金等の交付の決定の全部の取消しの通知を受け若しくは当該間接補助金等の交付に係る契約が解除された日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

一 国以外の者が交付する補助金等で、国からの補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該国からの補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の補助金等の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

3| 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

4| 前三項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

5| 第一項から第三項までの規定は、次の各号に掲げる会社その他の

2| 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3| 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4| 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法

の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

一 地方公共団体から補助金等（当該地方公共団体の条例で定めるものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人

二 次に掲げる補助金等（以下この条において「地方間接補助金等」という。）の交付を受けた会社その他の法人

イ 国及び前号の補助金等を交付する地方公共団体以外の者が交付する補助金等で、当該地方公共団体が交付する同号の補助金等（以下この条において「地方公共団体からの補助金等」という。）を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該地方公共団体からの補助金等の交付の目的に従って交付するもの

ロ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするイの補助金等の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

三 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人  
何人も、第一項から第三項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対して、政治活

人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人  
（新設）

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人  
何人も、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りなが

動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

7| 何人も、第一項から第三項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

8| 政党及び政治資金団体（第二十一条第四項の規定により政党及び政治資金団体以外の政治団体とみなされる政党の支部を除く。）は、会社その他の法人から政治活動に関する寄附を受けようとするときは、あらかじめ、当該会社その他の法人に対し、第一項から第三項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定による政治活動に関する寄附の制限の内容を書面により告知しなければならない。

9| 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

10| 国からの補助金等の交付の決定をした補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第七項に規定する各省各庁の長は、総務省令で定めるところにより、当該決定の通知に当たつて、当該国からの補助金等の交付を受ける者に対し、第一項、第二項及び第四項の規定による政治活動に関する寄附に係る制限の内容を通知しなければならない。

11| 間接補助金等の交付をしようとする者は、総務省令で定めると

ら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6| 何人も、第一項又は第二項（これらの規定を第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ころにより、当該間接補助金等の交付の決定の通知又は当該間接補助金等の交付に係る契約の締結に当たつて、当該間接補助金等の交付を受ける者に対し、第二項及び第四項の規定による政治活動に関する寄附に係る制限の内容を通知しなければならない。

12 第十項の規定は地方公共団体からの補助金等の交付の決定をした地方公共団体の長について、前項の規定は地方間接補助金等の交付をしようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第十項中「第一項、第二項及び第四項」とあるのは「第五項において準用する第一項及び第二項」と、前項中「第二項及び第四項」とあるのは「第五項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項、第二項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員としてこれらの行為をした者

二 第二十二條の三第六項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

（新設）

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二條の三第五項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二條の三第七項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員としてその行為をした者）

（削る）

（削る）

（削る）

第二十六條の二の二 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該各号に規定する行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の五第一項又は第二十二條の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者

二 第二十二條の六第一項の規定に違反して寄附をした者

三 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者

三 第二十二條の三第六項、第二十二條の五第一項又は第二十二條の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二條の六第一項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

六 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

（新設）

四 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者

第二十七條 第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條から第二十六條の二の二まで及び第二十六條の四の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

2 (略)

第二十八條 ① (略)

2 第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條から第二十六條の二の二まで、第二十六條の四及び前條第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

第二十八條の二 第二十三條、第二十六條第三號、第二十六條の二第三號、第二十六條の二の二第一號、第二十六條の三第二號及び第二十六條の四第三號の規定の違反行為により受けた寄附に係る

第二十七條 第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の二及び第二十六條の四の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

2 (略)

第二十八條 ① (略)

2 第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の二、第二十六條の四及び前條第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

第二十八條の二 第二十三條、第二十六條第三號、第二十六條の二第三號、第二十六條の三第二號及び第二十六條の四第三號の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二條の

財産上の利益（第二十二條の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。



改正案

現行

（特定の寄附の禁止）

第百九十九条 ① （略）

（削る）

（特定の寄附の禁止）

第百九十九条 ① （略）

2| 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行なつてい  
る者が、当該融資につき、衆議院議員及び参議院議員の選挙に關  
しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に關して  
は当該地方公共団体から、利子補給金の交付の決定（利子補給金  
に係る契約の承諾の決定を含む。以下この条において同じ。）を受  
けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から  
当該利子補給金の交付の日から起算して一年を経過した日（当該  
利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取  
消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当  
該選挙に關し、寄附をしてはならない。

（寄附の制限違反）

第百四十八条 第百九十九条に規定する者（会社その他の法人を  
除く。）が同条の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁  
錮又は五十万円以下の罰金に処する。

（寄附の制限違反）

第百四十八条 第百九十九条第一項に規定する者（会社その他の  
法人を除く。）が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以  
下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2  
（略）

2  
（略）